

会 議 録

会議の名称	第5期 第8回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	平成30年2月23日（金） 午後5時00分から午後7時00分
開催場所	小金井市 前原暫定集会施設 A会議室
出席者	<p>【委員】 高橋 智委員（会長）、矢野 典嗣委員（副会長）、緒方 澄子委員 小幡 美穂委員、川久保 敦子委員、小松 淳委員、田畑 裕委員 馬場 利明委員、久野 紀子委員、福原 昌代委員、平田 勇治委員 室岡 利明委員、森田 史雄委員、渡邊 孝之委員</p> <p>【事務局】 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課相談支援係長 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課障害福祉係主任 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第5期 第8回 小金井市地域自立支援協議会 全体会のおり

第5期 第8回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

(司会)

第8回、小金井市地域自立支援協議会を開催いたします。
まず配付資料の確認を事務局からお願いします。

(事務局)

資料1、相談支援部会活動報告

資料2、生活支援部会活動報告

資料3、第5期協議会のまとめ 意見提案書(矢野委員)

資料3-2、第5期協議会のまとめ 意見提案書(緒方委員)

資料4、第5期協議会のまとめ 意見提案書(小幡委員)

資料5、障害者計画・第5期障害福祉計画

資料6、小金井市地域自立支援協議会(第6期)委員名簿(案)

資料7、差別解消法リーフレット(案)

資料8、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市
条例(案)に対する意見及び検討結果について(案)

資料9、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市
条例(案)

資料10、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井
市条例(案)逐条解説(案)

資料は以上です。

1 各部会から報告

(1) 相談支援部会

1月19日に地域生活支援拠点化に向けた親の思いというテーマで、概要
といたしましては、地域生活支援拠点化に向けて、重度障害者のグループホ
ームを建てたいというご家族の方からのご意見をいただきました。

課題としては、親亡き後の整備というものを進めていきたいというところ
と、基本的にはですね近隣のグループホームを見学し、いろいろなイメージ
を持って20人弱程度のグループホームを作れたらいいのではないかと
いうようなお話をし、市としてのビジョンを協議会が持っているのか聞いたか
ったというようなところで厳しいご意見をいただいたところです。

主に平成32年までに整備していくことに関して、協議会にお知らせをし
ていきたいというご回答とさせていただき、平成29年夏に整備をしている

八王子市の例を勉強会で開催しております。

八王子市はモデル的に整備しておりますが、途中補助金等がなくなったんですが、継続して事業を推進しているというようなどころでのご報告をいただきました。

次回の予定といたしましては、今後具体的にどういった整備を進めていくのかというところの検討をさせていただくというところで、ご家族にお話を申し上げたというところで終了しております。

(2) 生涯発達支援部会

就労支援に関わる協議で、具体的な事例を議論しながら、移行支援や就労支援に関わる部分の独立が必要だよねという話が中心的な課題でした。

それと、条例についての議論を行いました。

(3) 生活支援部会

主に条例案の進捗状況と、パブコメの意見のその日に出された資料をもとにした共有化を図るということで意見交換も中心に行いました。

教育の問題のところやっぱりパブコメでもたくさん意見があったので、教育委員会との調整がどういうふうになっているのかを聞いたり、意見交換をさせていただきました。

あと来期に向けて、今期の総括をしないといけないということで、書式の提案などをしながら、意見交換をして、来期に向けての自立支援協議会の課題を整理して提案できるようにしたらいいねということで、意見書の書式を出して皆さんに意見を出してもらおうということで、全体会でも報告をさせていただきます。

2 事務局からの報告事項

(事務局)

1 2月6日の臨時会の会議録についてなんですけれども、現在、整えてる状態で準備をしているところでございます。

できれば2月中に皆様の方にお送りさせていただく予定ですので、その際には修正等ご指示いただけるとありがたいなと思っております。

よろしくお願いたします。

3 協議事項 (資料3から10)

(事務局)

(1) 第5期協議会のまとめ 意見提案書 (資料3、資料4)

ベースになるものは、前回の専門部会の際に矢野副会長からご配付いただきましたものでございます。

資料3は矢野委員から、資料3-2は緒方委員から、資料4-1と4-2は小幡委員からいただいたものです。

(司会)

矢野委員から補足の発言ありますか。

(委員)

今年度は、条例案の策定等と障害者計画の検討で協議時間が非常に短かったのかなっていう部分があります。

そういう中で、協議会あるいは部会の運営や進行についてみんなで気づいたことを出し合って、来期はどうしていったらいいかっていうことに繋がられるといいかなと思っています。それから、この第五期での成果は何があったのかというのを共有し合って、第五期の活動のまとめとして、出来るといいかなと思っています。

3番のところでは来期の課題として、どういう運営をしてどういうテーマを持って取り組んだらいいかっていう問題提起が出せるといいかなと思って、それぞれの人からご意見をいただいて、3月の会議でまとめられるといいかなと思っています。

(司会)

次は緒方委員さんお願いします。

(委員)

生活支援部会では矢野部会長がいつも中心になって進行していただいて引っ張っていただいた会議だったと思ひまして、提案をとということでちょっといろいろ振り返って考えさせていただきました。

題目は今、矢野部会長がおっしゃったような中でほとんど矢野さんがおっしゃったことと重複してるかなと思います。

ただ、来期のところでは自分の役割としては、市民の方にどのようにして啓発活動していったらいいのかなっていうのが一番の課題かなと思っています。

あとは、重複しているので、割愛させていただきます。

(司会)

次は小幡委員さんお願いします。

(委員)

第5期で過ごした2年間の感想という形で書いています。

要望書に近い形になってしまっていますが、まず協議会の運営部会の運営について4つに分けて書きました。

資料を当日もしくは間際にいただいても十分に読み込めないまま会議を終えてしまって、十分な協議ができないということがとても残念だと思っています。

また、部会の後、合同部会のときに、やはり今回は条例のことでお話する機会が多かったので、30分では話ができず、部会は公開ではないので、やはり条例のことで知りたいと思っている市民の方に協議している内容を知っていただく機会がちょっと少なかったのではないかと思います。

途中で、合同部会の部分だけ公開ということにさせていただいたりもしましたけれども、やはり大事な協議のときは公開ということで臨機応変にさせていただけたらいいなと思っています。

また、④に書いてありますけど、合同部会が今まで会議録載っていませんのでどんな協議がされたのかということがわからないということがありますので、ぜひこれは委員さんの御希望の確認は必要かと思いますが、それをしていただけたらと思います。

続いて来期に向けてなんですが、やはり条例について、まず、相談あつせん等あった場合の調査をする機関として条例案の中には、自立支援協議会とありますけれども、現行の構成メンバーではとても無理だと思っています。

これは資料の4-2にも書いてあります。

自治体の障害者差別解消のための調整委員会の内容をまとめたものです。

この構成メンバーを見ても、やはり今の自立支援協議会にはいない、医師や弁護士、あと人権団体という、そういう方々が入っております。

やはりいろんな相談の中では、特に法律関係に関係することもあると思いますし、弁護士の方とか、やはり専門の方に入っていないと、十分、対応できないのではないかと考えています。

これについては来期になってからでは間に合わないと思っています。ぜひ今季のうちにしっかりとある程度の方向性を協議していければと思っています。

また、2番の条例の広報についてなんですけれども、やはりこちらの方も今後どういうふうにしていくのかというところが曖昧なままだと思います。

この後、資料の説明もあると思うんですけれども、差別解消法のリーフレットの方に、この間見せていただいた裏に、小金井市条例が作っている最中ですよと入っていましたが、条例そのもののパンフレットの作成をどういうふうにしていくのかということも、スケジュールなどをきちんと決めていきたいと思っています。

これについてもやはり今期中もあと1回ですけれども、ある程度方向性を決めて協議できたらと思います。

あと最後には自立支援協議会の構成メンバーの中で、やはり前回の部会でもありました就労の方の専門部会、生涯発達部会の中の 카테고리 の中の一つになるのかはわかりませんが、やはりこの部分は必要だと思います。

それに対しての予算確保も必要だと思っています。

(司会)

今3人の方から意見が出されましたけれども次期の課題にも関わってきますので、関連して、他にもご意見があれば出していただき、今日答えられるところは、お答えいただくという形にしようかと思っています。

(事務局)

第6期に向けての課題ということで、この後にも出てきますが、委員構成であったり、来年度のパンフレットをどのようにしていくのかというところがございます。

予算等々のこともあり、ここでこうしますと断言できないところではあるのですが、私達の方も考えながら行っていきたいというふうには思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(事務局)

今お話ししたことと同じかと思いますが、おそらく来期ですね。これ発言していいかどうかちょっと悩ましいところなんですけど、条例案が制定された後はですね。

どのようにやっていくのかとかの話が第6期の課題になるというふうには思っております。

(委員)

予算の関係があるということで今決められないというお答えだったと思います。ですけれども、条例が制定されて、予算がすぐにつくのかというところもありますけれども、それから、じゃあどうしようかってし始めるのでしょうか。

私それじゃ間に合わないと思っているので、ある程度、予算がとれたら、このぐらいの予算を取りたいっていうのもあるとは思いますが、その中でどういうふうな形でどのようなメンバーにしていこうか、またそういった相談があったときのルートとかをこういうふうにしようっていうことのある程度の考えとか、モデルというかそういう想定はしておかないといけないのではないかと

と思っています。その辺はいかがでしょうか。

(司会)

特にね、委員から出されたところでは、実際に調停に関わる、そういった委員会をどういうふうに設けるのかというところで、矢野委員さんの提案では特別部会として事案が発生した時点で組織するっていうことであり、小幡委員さんの方はですねバックに専門家を交えた機関を設けていく意見ですが、この辺が多分、実際に動き始めると、とても大事なところになると思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

事務局で一方的に自立支援協議会の組織を決め付けてしまうところもできない中での話になりますので、ご容赦いただきたいんですが。

まず、差別解消についての助言とかあっせんとかどのように解消していくのかという道筋について、委員がいいんだという考え方を持つことじゃ全然否定するものではないんですけれども、おそらく事案によって変わってくるだろうというところもありますので、御意見としては、例えば第6期でこういう委員が想定されてこういうことをしていこうみたいなお話し合いをしていただければいいのかなというふうに思っております。

(司会)

何か追加で質問等ありましたら。

(委員)

私は、そういう事案が発生したときに自立支援協議会が月1回の会議などから来期、どういうふうになるのか定かではないのですが。

そのペースの会議の中で対応するのか、そうじゃなくて、事案が発生したら即対応するのだったら機動的に動ける体制を作っておかなければいけないだろうと思って、そこを想定して、特別チームを想定して作らないといけないのではという思いだったのですね。

だから、当面は自立支援協議会の中の5～6人の方がそういうふうに機動的に動ける人っていったら、相談支援の事業所の方とか、割と自由に時間が取れる人で対応せざるを得ないかなと思っているのですが、それでやっぱり、まずいねっていう中できちっとどういうふうに組織をしていくかっていうのを考えて、予算措置も含めて、要綱や逐条解説の中できちっとそういうのを位置づけて整備していかざるを得ないかなと思っています。

条例をつくることだけでこの協議会の中ではいっばいだったので、そこら辺も詰めがまだ甘いので、それはとても大きな課題だと思っています。そこがきちっと機能しないといけないだろうと思っています。

東京都の今の条例案のパブコメに出す基本的な考え方とかも広域相談員というのを置くということになっているので、そこら辺の位置づけがそれを東京都はそれなりに考えてらっしゃるみたいなので、そうするとやっぱり小金井市の中もそういう部分をきちっと位置づけていかないと今後いけないだろうなと思っています。

(司会)

新しい制度の議論も関わってきますし、なかなか事務局の方からは言及しづらいというところであるかもしれませんが、ただ実際に動き始めたら、このあたりが多分大きな課題にはなってくる。

ですからここはやっぱりちゃんと詰めておかなきゃいけないところなのかなと思います。

後、その他の問題でもですね、やっぱり次の第六期に繋げていくためにですね。次回3月は多分そういったことが中心の自立支援協議会になるかと思っていますので、もう少しこのあたりについてですね、事務局としてもですね、具体的なプランっていうかね、来期どんなところをやっぱり強化していくのかということについても少し議論をしていただくということが必要であると思います。

そのほかに、来期の課題につきまして、関連してご発言あれば、お願いしたいと思いますが。よろしいですか。

お三方からとても大事な課題が示されたと思いますので、やっぱりこれを踏まえて、後にも来期の自立支援協議会の構成メンバーが出てきますけど。

これはあくまでもね、今の制度の中での構成なので、またそこでも次の課題についてまた議論できればと思います。

(事務局)

おっしゃっていただいたとおり、次回で今期の自立支援協議会は終わってしまいますけれども、次回までにちょっと皆さんでも考えていただいて、また調整委員会もそうですけれども、広報についても、皆さんとここで協議ができたらと思っていますので、お願いできたらと思います。

(司会)

そういうことで、次回の会議を受けてご準備いただきたいと思います。

それでは、次の資料5についてご説明の方お願いいたします。

(事務局)

(2) 障害者計画・第5期障害福祉計画(資料5)

事前にお送りをさせていただき、期間の短い中で確認をお願いさせていただき、申し訳なかったのですが、委員の皆様にも一度、確定していただいた後に、パブリックコメントをし、その結果を反映させていただいた計画となっています。

お忙しい中でご確認をお願いし大変恐縮いたしますが、この後の軽微な修正等については事務局の方に任せていただき、計画を確定いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(司会)

事務局から説明がありましたが、このことについてご質問等ございますでしょうか。

事前に送って確認をお願いしていたところですが、今見ていただいておりますが、さらに追加のご意見とご質問等がありましたらお願いたします。

(委員)

昨日、地域福祉計画の委員会があつて議論があつたのですが、保健福祉教育の充実というのが地域福祉計画の基本施策の中に人権尊重と権利擁護事業の推進と言う中であつて、学校教育に対する、ノーマライゼーションとか、障がいの理解とかそこに関して何人かの委員の方が発言をされておりましたので。

こちらの方は割とさらっと書いてあつて、もっと踏み込んだことを書いた方がいいんじゃないかという意見があつたのですが、障害者計画の中では131ページのところの「3 福祉人権教育の充実」というところで、だいぶ修正をして、赤字で書いてありますのでその内容とその地域福祉計画の根幹の部分の考え方というところで整合性がとれているといいなと思つてますが、総合的な学習の時間で云々という体験学習を通じてというのが地域福祉計画の方でわかれているんですけどね。

教科や道徳の時間も含めて幅広くということ書かれていますので、そこら辺がうまく整合性をとられているといいなと思つているところです。

(事務局)

この部分については、地域福祉課の担当と事業の担当課に見ていただいて連携をとって、記述させていただいているので、大丈夫であると考えてございます。

(委員)

言葉の使い方というところで、東京都からですね、人権っていうようなこういうプログラムとかで全部指示が来て、都の言葉遣い等、こちらで人権福祉教育っていう定義があるんですけども、その定義をすり合わせに苦労しながらも、多分こういうことかなという整合性をつけているところです。

ちょっと言葉遣いについては都の考え方っていうのも実際これを学校に落としていくときに、うまく市の考え方、都の考え方、国の考え方というのを丁寧に学校が説明していこうかなというふうに思っています。

(司会)

国と都と市とすり合わせるのはなかなか難しい所だと印象を受けましたけれども、そこを今頑張っていたらいいっていうなことでしたので。

その他いかがでしょうか。もしないようでしたら、この計画については、あと微細な調整は事務局に任せて、ここで確定するってことでよろしいですか。

<異議なしの声あり>

ありがとうございました。

(事務局)

(3) 小金井市地域自立支援協議会（第6期）委員名簿（案）（資料6）

皆様から様々にご意見をいただいているところでございますけれども、まずは次の4月1日からの協議会の体制というのを整えなくてはならず、これから推薦をお願いする各団体の内部でのご協議にもお時間かかることが想定されますので、まずこのような形でということで、ご提示させていただきました。

また、先ほどもご意見いただきましたが、協議会における、体制等については、来期の協議会の中で協議していくべきものであると考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

(委員)

会の名前については、「発達」じゃなくて、「発達にアンバランスのある子どもの親の会 ひまわりママ」ですので訂正をお願いします。

(事務局)

誠に申し訳ございませんでした。

(委員)

名簿の件ですが、専門部会も案でも入っちゃってるんですけども、例えば親の会から推薦したことを基本的には生活支援部会に入るという形になるんでしょうか。

(事務局)

たたき台として案で出させていただいてはいるので、部会については来期の協議会が始まったときに皆さんでお話をさせていただく形になるというふうに思っています。

(委員)

この構成が極端な話、今回の条例が入ると変わる可能性もあるという形で理解すればいいんですか。

(事務局)

先ほどちょっと申し上げさせていただいたのですが、前回とほぼ同じ推薦団体の方からお願いをさせていただいているのですけれども、次の3月31日までが今5期の任期になりますので、4月1日からの体制を整えるということで、まず皆様をお願いをさせていただきたいというふうに考えてございます。

(委員)

それでは部会は未定ということで周知してもよろしいですか。わかりました。

(司会)

事務局と協議するときに、当座の予算的な裏づけ等はまだ取れてないので。私個人としてはですね内定について承認しましたけれども、現在の状況ではやっぱり人数的にも専門的にも次の機能、重要な課題については強化しないといけないっていうことについて何度も事務局とは話し合いをしました。

ですので、メンバーが自動的に移行を行って、部会も同じ形でということではないっていう含みは、私個人も持っておりました。

ただ実際にはですね予算的裏づけもありませぬし、それからやっぱりその条例ができて具体的な実務が始まらないと、そこを受けてくださいっていうこともわかることですので、当座はですね、この構成でということではありますが、このあたりはですねこれまでも、自立支援協議会で当事者方の参加も含めて、何度も話し合ってきたことですので、その辺はぜひ、事務局の方でも受けとめてい

ただきたいなっていうふうには思っています。

では、名簿に基づいてですね、事務局の方からは各団体の依頼ですとかについて手続きの方よろしく願いいたします。

(事務局)

(4) 差別解消法リーフレット (案) (資料7)

原案につきましては、馬場委員からいただき、この間、馬場委員、矢野副会長からご意見いただき、作成させていただいているものです。

リーフレットできた後には、皆様と一緒にリーフレットを配ることもできたらと考えてございます。

(委員)

イラストに「内閣府のパンフレットからの借用」とありますが、イラストが変わるっていうだけという意味でしょうか。

(事務局)

はい、そのとおりです。

(委員)

これはいつごろできるのでしょうか。

(事務局)

今ですね急ぎでやらせていただいています、校正の関係もありますので、3月の中旬から後半になってしまうかと思えます。

(司会)

その他、よろしいですか。それでは、このリーフレットで進めていただくということをお願いいたします。

(自立生活支援課長)

(5) 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例 (案) について (資料8から10)

まず、資料8はパブリックコメントの実施結果でございます。

1月23日から2月19日まで実施させていただきまして、意見といたしましては51人の方から158件いただきました。

また、資料9はパブリックコメントを受け、今回、市議会に上程をさせて

いただきたいと考えてございます、「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（案）」でございます。

続きまして、資料10は同条例案の逐条解説（案）でございます。

この資料は、現在開催されている、平成30年第1回市議会定例会に条例を上程させていただくにあたりまして、条例を後日送付の提案とさせていただくことから、条例案とあわせて、資料10の逐条解説（案）および資料7の差別解消法のリーフレットを、議会と一緒に提出させていただくことが必要と判断いたしました。

（事務局）

補足してご説明いたします。まず資料8番です。

左側に番号が振ってありますが、人で寄せてある番号でございます。

左側二番目の項目というが、第何条についての意見ですという該当の部分が記載されています。

真ん中あたりには、寄せられた意見を掲載し、基本的に原文のまま、記載の方させていただいております。

字が読みとれなかったところや個人の名前が書かれているところは塗りつぶしや、一部削除をさせていただいております。

一番右側の欄が意見に対する検討結果という形で書かせていただいております。いただいたご意見に対してこのように回答したいというふうに考えてございます。

資料8の概略としては以上でございますが、様々なご意見があったところではございます。市民の方からいただいたご意見には相反する意見もありました。

そちらにつきましても、今までの自立支援協議会の意向を受けて、回答を作らせていただいたところでございます。

いただいたご意見につきましては、貴重なご意見としていただきまして、条例のこれから進む方向等にも生かさせていただきたいと思っております。

続きまして資料9は、パブリックコメントやその他様々な方のご意見を受けて、作らせていただいた条例案でございます。

こちらについて、変えたところは、大変申し訳ないんですけれども、最後のですね、付則のところでございます。

付則のところ、この間出してきた条例案はですね、「平成30年4月1日施行」という形で書かせていただいていたところではございますが、こちらは「規則で定める日」というふうに書かせていただいております。

こちらにつきましては、事務局としては発言しづらいところではありますが、市議会の方に、条例を出させていただくにあたって、十分な審議期間を確保せずに4月1日に施行するつもりかというお話がありまして、事務局としましては皆様のご意見のとおり、4月1日施行を目指すということに変わりはないんですけれども、議会上程させていただいて、可決・制定していただいた後にですね、規則についても可決をいただければ、規則で30年4月1日と書きたいというところを思っております。

あくまでも条例としましては規則で定める日というふうに書かせていただいております。可決していただきましたらですね4月いっぱいに行うという思いも込めてですね、規則に定める日というふうに書かせていただいております。

続きまして、資料10でございます。

こちらがこの間、自立支援協議会でも少しお話がありました、逐条解説の案でございます。

この間、何回かメールで送らせていただいているところがございますが、現在のものを最新版という形でわざと見え消しにしております。

こちらにつきましては、適切な表現であるかどうか等、様々なところからご意見いただいたところを踏まえて、作っております。

それから、あくまでも自立支援協議会の委員の皆様のご意見聞きながら作り上げていくものというふうに思っているところでもございますので、見え消しで削除をした方がいいところを載せさせていただいたところがございます。

こちらにつきましては、ご協議いただいた後に、先ほどのパンフレットと合わせて、条例の資料としてお出しさせていただきたいと思っております。

自立支援協議会で、こういったものがないんじゃないだろうかというご協議をさせていただく時間は別途確保させていただきたいところがございますが、まずはこのような形で逐条解説案をお出しさせていただきたいというところがございます。

(委員)

スケジュールを確認したいと思います。

パブリックコメントの実施結果について、よくここまでまとめてくださったと本当に思いますけれど、こちらの検討したものを、私たちがこれ見て、いつ、これでいきましょうとお返事するかというところが一つ。

あともう一つはその逐条解説をいつごろ出来上がるというふうに考えているのか、またどういった形で協議会だけでやっていくのか、あとは市民の方に

もぜひ関わっていただいて、作るような形を考えてほしいというお話があったので、その辺のところも考えていらっしゃるのか、その辺を教えていただきたいと思います。

(事務局)

まず、資料8のお話からでよろしいでしょうか。

こちらについては、今月中に市民に公表をするというところで進めておりますので、今日のご協議でご確認、ご了解いただきたいところでございます。

それから、資料10でございますが、こちらにつきましては、先ほどお話をさせていだいたところでございますが、案の形とではあります、どうしてこの条例ができたのかというかいうことを、いろんな方に知ってもらいたいというところでもございますので、市議会に提案する条例案の資料として、逐条解説(案)としては、お出しをさせていただきたいというところで、こちらについても、本日ご了解をいただきたいというふうに思っております。

その上で、自立支援協議会委員の方でもご発言もいただきたいところでございますが、この逐条解説についても自立支援協議会で、6期以降ですね、お話しさせていただきなというところがございます。

(委員)

逐条解説については、もう少し丁寧な解説が必要なんだろうと思っております。

千葉県は逐条解説で134ページ、他のところもだいたい120から140ページで出されています。

その他に条例を補足するような形で、施行規則とか、ガイドラインとかっていう形で、どういう合理的配慮をしたらいいかっていうのが、それぞれ自治体ごとに工夫していますので。

埼玉とか、岩手県とか別府市とかの逐条解説の前文に係る部分を印刷してきたんですけども、基本的にこの条例が単に国で差別解消法だけにとどまってない。

考え方で、タイトルも共に暮らすとあっていう、ある理念は何なのかっていうと、やっぱり権利条約のことが各条文のいろんなところに解説で含まれているものと権利条約とはなんぞやっていうのが、別府市だったか、岩手県だったかは前文前提のところできちっと位置づけられている。

憲法の条文の基本的条項の部分がしっかり位置づいてて書かれています。

第11条から14条の部分で、やっぱり、そういったところもきちっと僕らはどう位置づけていくかと、小金井市民にとって、これがどれだけ必要なのかっていう法的根拠も含めて、ちゃんと逐条解説の中で述べられているのでそこら辺

はもう少し時間かけて意見交換しながら作り上げることが大事だろうと思っていますし、多分、市議会の皆さんもその辺ではいろんな意見がきつとお持ちだと思うので、逐条解説作成に当たっては議員の皆さんとも意見交換する必要も必要だろうと思っています。

ぜひそういう時間を丁寧に取っていいものにしていただければと思っています。

(委員)

今ちょうど逐条解説の話が出たので、私の方から資料を一つ用意をさせていただいたので、そちらを見ていただければと思うんですけども。

A4横になっています。

逐条解説についての意見とか感想ということで、先ほどもいろいろとお話あった、他の自治体の方の逐条解説で、特にさいたま市のを見たところ、合理的配慮や、差別の定義のところでは具体例が入っていると、とても分かりやすかったです。

そういう文言だけですとイメージがつかないところがやはり具体例が入ることでもとても分かりやすくなっていたので、そういったところも入れていけたらいいなと思っています。

6期でしっかりとその辺が協議できるのであれば、いろんな方々、一般市民の方にも見ていただいて、これでわかりますかと見てもらえるような機会を絶対に持ちたいなと思っています。

それで私の資料の説明ですが、まだ差別のところと、虐待のところだけをピックアップしただけですが、こういったことでもごく細かくきちんと書いてくださってるのでこれを参考にされるといいのかなと思いました。

(委員)

今月の末にこれが公表されると実施結果と皆これを質問された方はですねそれを見て、さらに納得するためにですね、聞きたいというチャンスはないですよもう。

だからこれを持って、一応了解していただくという形になりますよね。

私はこの内容ですね、ざっと見てですね、かなり、鋭い質問がたくさん出ているのですが、それに対してそれに対応した答えが必ずしも出てないと、検討結果を見ております。

かなりいろんなところに問題があって、今あるパブリックコメント案を正当化させるために、皆さんからの色々な意見に対しては回答が不十分どころがかなり多いと私は見ております。

ですから、そういうチャンスはないということになると、どこかでこれをちゃんと見て判断する場所が必要だと思います。

ここでもちょっと時間的にはないし、従来の傾向からここで言っている意見が通るとは限らないわけですから、最終的にはこういう内容について非常に詳しい議員の方々に、これを見て検討し比較していただいて、皆さんから寄せられた意見と検討結果をよく比較検討していただいて、それでまた必要なものは質問するとかいうことで、十分時間かかってやっていただきたいなと思っております。全く意見に対して修正されてないわけですね。

先ほど一番最後の付則のところだけが修正されたと言いましたが、これだけの意見が出て、他に1ヶ所も修正されていないということがあり得るだろうかと思っております。

私自身はこの修正案には前から毎回言っておりますが反対でございます。

例えば、前にシンポジウムで第1案と第2案が出てましたですね。

いろいろ苦勞して第1案と第2案になったわけですが、会場からの意見としては、第1案も第2案も全部重要であるから残してほしい、例えば第1案は第9条に、第2案はそのままという意見、それからアンケートではかなり多くの方が同じことを言っているわけです。

それが全く無視されているということ、完全に削除されている抹殺されていることが一番大きな問題ですね。

3月の市民検討会のときに意見も全く反映されてない、ここで出された地域自立支援協議会の最終版も全く消えてしまい、その後、今度は庁内で調整したものに追従していった結果、こういうふう消えたということになると思うんですが。そういう意味では、障がい者を含めた市民の意見がこれには全く反映されてないと考えます。

ですからそれについては専門家である市議会の方々がよく読んでいただいて判断していただき、厚生文教委員会でやって、必要であれば修正案、修正条例を議会に出していただくことも考えていただけないかなと思っております。

(司会)

微細な修正でなくて、私から見れば、大変な修正だと思っております。

施行日期日が抜けてしまったことは、大変な修正なので、微細という認識はどうなのかなと思っておりますが、ただそれでも一時不再議ですので、いったん決めたことは、繰り返されても進めなきゃいけないってことでもありますので、今日の議論は、条例案について、パブリックコメントを踏まえた修正案もどうするか、進めていくのかっていうようなことのだと思っておりますので、そういったところで最終のご判断いただくことになるかと思っております。

(委員)

パブリックコメントを読ませていただいたのですけれども、10条のところの「個々の障害に応じた教育を受けられるよう」っていうところの意見が結構多かったと思うんですね。

どうしても「障害に応じた教育」ってなると、分離教育とか、あんたはもう特別支援学校だっていうふうなレッテルづけがやっぱり多いということでそれを危惧された方の意見が結構出てるようなので。

もし文面で変えられるのであれば、「個々の障害特性に応じた教育を受けられるよう」とか、「個々の教育ニーズに応じた障害教育を受けられるよう」っていうふうな、そのような表現に何とか変えることはできないものかなっていうのは、率直な意見です。

(委員)

私もこのパブリックコメントを見させていただいて、全体的にどの条文について意見が一番多いかなと思ったら、やはり教育についてがすごく多くて、全体の中の私が数えて43だから、3分の1は教育について書かれていたと思います。

その中で今、委員のおっしゃっていたことは私も思っていて、「個々の障害に応じた教育」っていうことが「個々に応じた教育」と書いてありました。

やはりパブコメの中でも、これについては、「合理的配慮の対象となる事項と指導・支援等の対象となる事項との見極めが難しいので、合理的配慮の提供に際して建設的な対話が必要となる」という理由で「障害に応じた」というふうに入れたというような回答があるのですが、ここら辺のところはちょっとこの回答がよくわからなかったのと、あと特別支援教育の方はやはり「障害に応じた教育」という書き方はしてないと思うんですね。

教育的ニーズに合わせてというふうな言い方をしていると思うのでそのところをちょっと平田委員にもお伺いしたいところですが、わざわざ「障害」という言葉をここに入れる必要はあるのかなと私も思います。

(平田委員)

事務局の中で話し合いはしました。

個々に応じたとか、教育ニーズとか、様々なキーワードを挙げて検討して、いろんな一長一短があって、最近のインクルーシブ教育システムのそういったものを読んでいくと教育ニーズって言い方も確かにふさわしいのかなって思ったのですが、横文字はどうかという意見も出たり、やはり日本語の方が伝わるのじ

やないとか、様々な意見が出て、最終的にここに落ちたところです。

学習指導要領上では以前から個々に応じた教育はやりましょうというのはずでに言っておりますので、それと同じ言葉だとちょっとこの条例はまた趣旨が違うから同じことを書くのもおかしいだろうってそういった議論をした結果、今のところ、こうなっているところです。

ただ、様々なご意見たくさんあって、これが正しいとかではなくて、今ここに落ちついているという。

これは教育委員会事務局レベルの話のところですよ。

(委員)

個別に入っているようですよから、定義の中の第2条の4の差別に多くの意見が出ていました。

ここの「正当な理由なく」というところを外したらどうかという意見が結構出ております。要するに「正当な理由なく」というのをちゃんと定義するか説明をし、この中でしておかないと混乱を招くのではないかということですね。

東京都は差別を定義していません。それから、八王子の場合と最近できた立川も「正当な理由なく」というのは差別の定義の中で削っております。

ですから、そういう意味では東京都のように完全に差別の定義を消してしまうのか、それとも八王子とか立川のように「正当な理由なく」は削るのかどちらかだと思います。これは十分論議していただきたいということは、これについてはちゃんと説明しておかないと混乱を招くのではないかと思います、これで皆さん方が納得するかなって感じがちょっといたします。

次に9条は、9条の2項に子どもの教育を入れるというのが、ずっと話がありまして、これは半年ぐらい伸びたという理由になるのですが、市民の中に子どもが入るからいいんじゃないかということですが、逆に言えば八王子のように、その市民の中に埋没してしまっただけで、十分わからないから抜き出して明確にするために入れるという考えもあるわけです。

現実に教育委員会とかで、学校でいろいろやっているわけで、やっていることを書くのに、なんではばかれるのかということがあります。

この9条の2項はやはりぜひ生かして欲しいという意見です。それから第10条の2項なんですけども、市は幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持った教育と言われますが、全生徒児童の何割ぐらいの方が特別支援学級とかそういうところで交流をしているかということですが、要するにほとんど交流がない状態の場合は、そういう方々に別途この差別についての問題についての教育が必要なんです。理解するための教育が必要であり、全員が交流している訳ではないのですから、ここはやはり、別途教育が必要です。

それと、私のもう一つの提案です。どうしても相互理解の9条に入れないのであれば、またさっきに戻りますけれども、あれだけずっと論議してきたシンポジウムの際に、第1案と第2案を合わせてはどうかという意見が多かったですね。第10条に1項を増やして第10条を3項まで作って、第1案を入れればすっきりするような感じがします。そういう方法も考えていただきたいと思います。

意見がたくさん出てる中でもう一つ。付則検討で「市長は」というところがありますが、「必要があると認めるときは」というのは外した方がいいんじゃないかという意見がたくさん出ております。逆に言えば、市長が必要でなければということになりますね。ですからこれは、他を見ても「必要があると認めるときは」と必ずしも入ってないところが多いんですね。これについて検討していただきたいと思います。

(司会)

何か議論がおかしな方向へ行っているのですが、この場合は、パブリックコメント案が協議会で認められて、パブリックコメントを行ったわけで、基本的に修正されたのは、一番最後ですね、別に規則で定める日から施行するっていうもので、施行日が大きく変わったわけですね。

むしろ大きく問題にすべきはこの点じゃないかと思っていてですね。一時不再議で、すでにもう決めたことは前に戻りませんので。

もっと議論をしていくというのはこの回の会議ではふさわしくありません。

ここで議論してほしいのは、パブコメを受けて、特に事務局が修正した部分が極めて大きな問題であり、私たちとしては、今年度の実現したいということで、市民説明会でも、何度も議論をして、ただそれが残念ながら認められなかった。

そして、このように、「別に規則で定める日」と規定し、いつ施行されるかという形で提示されたこと自体が大きな変更点なので、この点が議論されないといけないと思います。

すでにパブコメの条例案について他の部分は、ここで承認されてきましたので、元に戻す議論はあり得ません。

そこを押さえて、議論をしていただかないと、またエンドレスになってしまいますので、そこをぜひ確認して発言をお願いします。

それと、今まで今年度で成立するっていう話でもって進めてきたところが、「別に規則で定める日」になってしまうのか、来年なのか再来年なのか、いつ頃なのかっていうことがとても大きな問題だと思うんですね。

その辺はどうなんでしょうか。

(事務局)

まず、この4月1日施行を目指すということについては目指して行きたいとは思っております。

これは自立支援協議会で、まさに約3年になりますが、話してきた内容でいつになったら進められるだろうかという様々な方の思いがあるというふうに思っております。

それから、このパブリックコメント資料8の中にもですね、確かに不十分ではあるけれども、まずは、制定しないと先に進まないという話とか、早く4月1日に施行してほしいという意見が多かったことも事実でございます。

そこも踏まえつつも、市議会に対して十分な審議を確保しなくてはいけないということもございますので、資料10としてお出しさせていただきました、逐条解説(案)を含めて、出させていただきます、4月1日に施行をさせていただければというふうに思っております。

(委員)

それではこのパブコメの意見というのは何のためにしたのでしょうか。

事務局はこの意見は一切入れないっていうご回答でしたけど、これをもって検討して必要なものを入れるというのは基本だと思うんですね。

半年ずれた理由もあるわけです。ですから、このたくさん出た意見について、セレモニーで聞くだけという感じがして、せっかく出した意見に対して全く見直しをしないということを今おっしゃっているわけですから、要するに何のためにあったかということですね。

(事務局)

まず、パブリックコメントは、セレモニーではないというふうに思っております。パブリックコメントにおいて、相反するようなご意見も含めていただいているところでございます。

貴重なご意見も踏まえて、今後、条例をどのような方向に進めていくのかということについても、自立支援協議会で協議していけると思っておりますので、「貴重なご意見としていただきます。」としているところでございます。

(平田委員)

教育のところの話がありまして、条例の中で教育に関する文章が削除されたというところで、様々な意見をいただいています。

削除したから何もしない、何も前進しないということはありません。

私はこの、自立支援協議会に参加させていただきまして、今年度、勉強をさせ

ていただきました。

法律についてもかなり勉強して、実際学校の教員向けの研修も行いました。

こういったリーフレットというところで指導室は予算がないですけども、なくても、私はもう作り始めております。教員向け、そしてこの先子ども向けのものを作っていこうというふうに思っています。

お金がなくても私はやります。

ですので、確かにこの条例の文章のところでは、長々書いてあったのがなくなって、ちょっとそこにいろんな思いがあるかもしれませんが、必ず学校等でそのお子さんを通して、また先生たちが変わって、子どもたちが少しずつ変化していったという、そういった姿を実際に、お見せできるように取り組んでまいりますので、文章なくなったから教育委員会に何もやらないというわけではないことをどうぞご理解ください。

(委員)

それならば逆に入れといたらいいいですね。

実際、いろんなとこでやっていると思いますから、入れることによって明確になる。

皆さん誰が見ても、ちゃんと差別解消には親の思いが、去年の3月から出した意見がちゃんと入ってるなど。

それからシンポジウムの際の思いが出てくるので、それがなくなるとどうなったかということになるわけで、確かにやっていらっしゃるなら、やっていらっしゃることをちゃんと書いていても問題ないんじゃないですか。

(司会)

この条例案の施行日がこのままだと、要するに目途が立たないっていうような感じです。逆にパブコメでこれだけ意見が出たのはどうなってしまおうんでしょうか。消えてしまおうんでしょうか。

ここで、実際につくらないと、前に進んでいけないのでね。

私はむしろここで議論すべきは、この条例は「別に規則に定める日」から施行することについて、自立支援協議会としては総意で、やっぱり当初の予定通り、平成30年4月1日っていうですね、ここにきっちり戻してもらえるような、そういう注文をつけてですね。送り返すのが本来ではないかと思うんですが、いかがでしょうか

(委員)

10条1項を増やしてですね、あれだけ議論したですね、シンポジウムの際

の案を全部残してくれという意見があるわけです。

それを入れたらいいですね、3項にまで増やして入れれば全部通るわけです。4月1日でできるわけです。それを提案しているわけです。

それがないとまた議会の中でもめるわけです。これを入れることによってすんなりいくと思います。

(司会)

いや、その議論はすでにもう終わってしまったので。

パブリックコメントを踏まえてですね、事務局が提案されたことについて議論をするので、主に改正されたところはですね、条例の期日なのです。

このところが変わっているところをきちっと議論しなきゃいけないということです。その前に戻っての議論ではないのですよ。

パブコメについて、それを踏まえて案をつくるのは市の側の責務で私達はそこには関与しません。

それでできたものについて、議論するのがこの場です。

大きな修正点は、施行期日がこうなったというところが大きなところですよ。

(委員)

4月1日の施行日がこういった形になったというところが今、会長のおっしゃっている大問題ではないかということですが、私はこの場で何を話していったらいいのかわからないところが見えません。

というのは、パブコメに対する事務局の答申に対して、やはりこの部分は不十分ではないかという意見を今お話しするのだと思っていました。

その4月1日の部分だけお話するのではないと思います。

特にこれだけの多い人数で本当に158件も意見をいただいていますから、それに対して私たちがきちんと事務局が答えているかどうか、またそれに対してやはりこのところ大分意見が多いのだから、もう少し検討の余地はあるのかとかそういう議論をするところだと私は思っているのですけれども、違うのでしょうか。

(司会)

では、そういう動議を出してください。

この全体会で、パブコメ案を出された修正案についてですね、検討してここで決をとって進めるっていうふうに考えていました。

そのことについて、異議があるなら、動議を出してください。

(委員)

私としてはこのパブコメの検討した結果の内容ではちょっと不十分だと思っています。ですので、この場でこれをこの状態のままOKというふうに出すことはできません。

やはりこのところはもうちょっと丁寧にしてほしいとか、またそういう意見もありますし、それに対してやはり少し検討ができるのであれば、先ほどの「障害」という文字もありますが、そういう意見があるので。2月中までに市民に提示したいということでしたが、そのスケジュールでいくのであれば、そのあと検討した後のものを送ってもらうとか、そういうことで、対応ができるのかそういうところも事務局に聞きたいです。

(事務局)

まず資料8の話だという理解でよろしいでしょうか。

こちらについては、2月中に出したいということにつきまして、少なくとも対外的な市民やホームページについてはですね、2月末にこちらの回答をしますというふうに出しておりますので、まずその記述は守っていきたいというふうに思っております。

その上で、例えばこちらを直されるということについても、もちろん否定するものではございませんが、様々な意見があり、まさに相反する方の意見がある中で、事務局としてお答えさせていただいているものでございますので、委員からのご意見を聞かせていただいて、事務局が判断して出させていただくものでございますが、必ずこう修正しなさいと言われても、直せるかどうかのお答えはこの場ではできません。

具体的なものもいただいておりますし、その上でスケジュール感でいいますと、この場でというお話をさせていただいたところでございますが、時間を具体的にとれるかということと本当にあと1日あるかどうかというようなレベルのところでございます。

もし、よろしければこの後、個別に資料8のこの部分をこういうふうに思うんだけどということや、他にも資料9、10についてもご協議いただきたいところでございます。

(委員)

この検討結果を容易に変えることは私はできないと思います。というのは、この検討結果というのはこのパブコメの案を通したための説明です。

はっきり言ってほとんどが彼らがしている質問に対する答えじゃないんですよ。

3年もやったと言っていますが、外からそう見えるかもしれないですが内情は違います。半年ずれたというのはそうじゃないと思うんですね。

7月21日に我々の最終案が出ましたね。我々から離れたわけです。市役所の庁内の調整に移ってしまい、あとはそれには反論できないわけで、それでずっと来たわけです。

ここで7月21日以降に特にそんなには内容の意見交換をした覚えはありません。

ようやくシンポジウムに乗って出たわけです。2案でましたけども、2案でたら両方とも載せればいいわけです。1案、2案が出たのは、あれは市の回答だったはずです。

(委員)

さっき会長がおっしゃっていた言葉の意味がわからなかったんですけど、動議というのは。

(司会)

もともとスケジュールとして、このように進めていく形で進めてきたので、いやそれではだめですよと、要するにもう1回全部やり直ささいっていうのであれば、動議しかないのかなと思ったので。

要するに全てやり直しになっちゃうので、今日決めなければ、当初で制定することはできないということであるのだけれど、そういったことですよということなんです。

動議っていうのは、1名以上賛成者がいたら、その動議について、決をとって一旦そこで議論をして、どちらで行くのかっていうことを確認した後ですね、また議論をするという話です。

(委員)

多分、9、10条の教育にかかわる部分と理解推進のところの議論に今終始しているのだらうと思うのですが、庁内で最終調整した文言がこの9、10条の文言になっているんですね。

保健福祉計画の地域福祉計画や障害者計画のところでも教育にかかわる部分はパブコメでもね意見がいっぱい出ていたと思います。

そこそこはすごくリンクしたような、捉え方をしているのだらうなと思っていますが、一つは、市がこういう見解で回答してるというのは庁内調整を進めた上での文言だから、こういう見解で9条や10条は対応したいと思っていますっていうのが市側の回答だと言うことで、それに対してどう突っ込むか突っ込

まないかっていうとこの意見交換だと思うんですけど。

もう一つ、次の課題としては逐条解説の中で足りない文言の部分をどう補えるかっていうことももう一つ考えておかないと、ここでまた振り出しに戻るとあと1回しかないのですね、協議会の中でそうするとしたら、市議会の方に提案はできなくなると、今年度の条例制定というのは当然無理になるので、あくまでも、そこら辺を考えながら意見交換をしていかなくちやいけないのかなっていうのと、やっぱ条例案のところの施行日が消えてしまったっていうのはとっても心配なところであるんです。

4月いっぱいって書いていて、議会の議論の中で、施行日を変えろというのが出てくる分には、議会で上程して確認をした日からっていうふうになるのであれば、そういう修正を議会の方でお願いしてもいいのかなと思っているのですが、こちらが折れたりしていると、議会の方は1年間かけてやろうよってなられても困るので、基本は第5期の自立支援協議会としては、30年4月1日施行を目指すんだというところで、議会にかけて議論していただいて、議会の方でもっと十分に議論しなくちやいけないから施行日を修正しろということであれば、5月1日になるか、6月1日になるかっていうことはあると思いますけど、基本は4月1日施行を目指すっていう形でやれる方がいいのかなと思っています。

立川市の条例の制定の経過なんかを見ていると、12月議会で諮って制定を4月いっぱいまで執行しているのだから、議会の中で、それなりの期間はとらざるを得ないだろうなというのはこの間の各会派の議員さんの話を聞いていても、当然そう思いますのでね。

そこは議会に委ねた方がいいかなと思っているので、付則の部分は直さないで出していただけるといいのかなと思っています。

あとは全ての市条例の条文というのは庁内調整の中で僕らとしては納得できないところが何か所あるはずなのでね。それをどう今後変えてくかっていうのが、協議会の中でも取り組んでいかなきゃいけない課題だし、逆に逐条解説の中でどう盛り込むかっていうのも一つの課題だろうと思っていますので、どこで実をとっていくかっていうところで、タイムリミットがない中で、どこでお互いに折り合うかっていうか妥協点を見いだせるかっていうところで少し議論していただけるとありがたいのかなと思います。

(司会)

この案について、やっぱりもともと当初の施行期日を入れていただいて、議会に出していただくっていう形で埋めていただきたいと。

その一番の狙いはとにかく不十分な点はもう山ほどあって、市民の意見説明会でもさんざんあの議論をしましたし、市にも注文をつけましたし。

それから、これほどの膨大な意見が出ています。

ただ、委員が言っていましたけど、理念条例なので、実際にその実効性を持つためには、まさに議会で議論をし、例えば予算をつけるとか、あるいはそのことをちゃんと市が政策化して、制度化していくことがなかったら、何も始まらないので。

何かを始めるための、提案であったわけですから、それをこの角手前のところですね。なおかつ、施行期日もですね、決めないでいくのか、あるいはそもそもその議論疑問があるから、これについては賛成できないということで終わらせるのかっていう。

多分、三つの選択肢はありますが、できれば当初の予定通り、いろんな議論はあるところですが、実際に実現するためにはここで議論しても仕方ないので、次の実際ですね、政策をつくるところで、きちっと議論していただくっていうことでバトンタッチするっていうのが多分この自立支援協議会のありかただし、今期の私たちが目指したところではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

(委員)

会長のお話を聞いていく中で、やはり今回のいろんな話題など議会の方で、きちんと審議をしたいたってところから、パブリックコメント等をどうしていくかという議論も出てきてしまっているような気がしますので、自立支援協議会としては、会長が言われる通り、4月1日施行なのだと。

我々はこれで出していくっていうことで、決定していいのではないかと考えております。

本当にこれを世に出していかないと、やっぱり問題はあると思います。

これからそれこそ一歩も前に進まないという状況になってしまいますので、出すべきだと思っております。

またこれを出して、それこそ合理的配慮をしなければいけないのは市役所なんだと思います。

ですから、やっぱりきちんとやりなさいよというところでは、自立支援協議会として4月1日でと言うことは言うべきだと思っております。

(司会)

4月1日っていう意見がですね少なくとも3人いますが、それについて意見の中にもう一度、議会に出す中に盛り込む可能性っていかがでしょうか。

(自立生活支援課長)

今回、施行日について、自立支援協議会の委員の皆様と4月1日施行と言うの

を目指すというところで組み立ててきました。

ただ一方、市議会議員の皆様もこの条例は、内容が大変重要なものであるということもおっしゃっていただいております、十分な審議時間をいただきたいということを申ししているところでございます。

従いまして、今この場で、こうしますということは言えませんが、きょう自立支援協議会委員の皆様からも4月1日施行でしたいんだというところは事務局として、重く受けとめさせていただきます。

(司会)

併せて、難しいのであれば、自立支援協議会の意向としてその4月1日というところについては、議会に伝えていただきたいということや、それから、教育に関するところは大変大きな問題をはらんでいるのではないかという意見が出たということも合わせて、議会に伝えていただくということで、この3つの資料8、9、10について認めていただくということで、いかがでしょうか。

(委員)

資料10だけは良くないです。

(事務局)

資料10については、おっしゃる通りでまだ案という段階でございます。ですので、これで確定ではないというところで何とか出させていただきたいというふうに思っております。

というのは、逐条解説なしで条例だけ出してしまうと、この間、頑張って議論してきた思いが伝わらないと思いますので、ぜひ逐条解説の(案)という形で資料として出させていただきたいというところでございます。

見ての通り見え消しのところは削除して出すという形で考えております。

ですので、あまり冗長ではなく、読みやすいような形で想定しております。

ただ、このあとですねいくつかの委員さんからあったと思いますが、逆にもっと盛り込みたいということにつきましては、6期の検討課題かなというふうに思っております。

(委員)

一つだけ、やはり教育のところがいろいろもめているので、そこはもう少し細かい解説を入れるっていう条件付きで私は了承いたします。

(司会)

それと、先ほど委員が紹介したように本当に他市の、解説は極めて充実しているんですよ。そこは特に私が自分の専門分野なので、言いたいことは山ほどあるし、それからもっと知恵を出して、まさにその市民の方の知恵も入れて作っていくことが必要だし、つくる作業の中で、多分理解が進んでいくと思いますので。

次期の課題として、他市に負けない立派な、条例の解説をしっかりと作っていくプロセスの中で、市民理解を図っていくというニュアンスをこめて、これで終わりにするのじゃなく、ぜひ、そういったことに努めていただければと思います。

時間もそろそろですので、できれば決を採ることなく、いろんな意見の違うということを踏まえた上で、施行の記述がないことについては4月1日でとか、それから、教育のところについてはですね、様々な意見が全体的にあります。それは逐条解説で説明していただき、議会も丁寧に説明していただくというようなことで、この条件のもとで進めていきたいと思いますがいかがでしょうか。

<異議なしの声あり>

はい、長時間ありがとうございました。

なんとかですね、日の目が出るような形で進めていただければと思います。

4 その他委員からの発議

(委員)

立川市のホームページを見て、市条例が制定されたということで、3月17日に「立川市障害がある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の制定記念講演会っていうのをやります。

立川市はこの条例制定に21回議論をしているんですね。

今、逐条解説についても検討を進めてはホームページに上がっていないので、どういうふうになっていくかわかんないんですけども、引き続き、議論をされていくみたいなので、同時並行かなと思っていますので、よりよいものをつくればいいかなと思っています。

どこもだいたい逐条解説は解釈指針も含めて盛り込んでいますので130数ページに渡っています。

そうでないと、施行規則やガイドラインみたいな形で差別や、虐待のことも含めて、事細かに書いています。

ホームページでもダウンロードして見れますけれど、千葉県では4コマ漫画

で権利条約と、障害者差別解消法とか、いろいろ解説をしていたりとか、自治体によっていろいろ工夫してパンフレットを作ったりしてますので、先行している自治体があるので、そういうのを見比べて、小金井市にあったものを作っていくことが大事かなと思っています。

それで、平田委員が学校内でのパンフレットを作ってますと言っていましたけれども、お金をかけない方法もあるだろうし、お金をかけなければいけない部分はきちっとかけていかなくちやいけないので、その辺は7月ぐらいが来年度予算なので、それまでに第6期の自立支援協議会の中で提起ができると理想かなとは思っています。

そのことも含めて、第6期に橋渡しができるといいなと思っていますので、もし時間があったら、立川の話を参考に聞いていただいたり、各自治体のはホームページでも全部見れますので、比較検討するために印刷を、みんなで手分けしてやれたらいいなと思っていますのでよろしくお願いします。

(司会)

作ったら、非常に注目を浴びますよね。そうすると大きな責任を背負わなきゃいけないことになりますので。

逐条解説は市民の方の意見を反映させて欲しいとか、そういった場を設けて欲しいということなどあって、そのためには、市民の意見交換会をもっと頻繁に開く等を含めてやっていかないと、作っただけなんだってことになる。

そうなってしまうと、とても残念な結果になるので、作ったならばそれに見合った条件整備も含めてやっていかなきゃいけないということで。

ぜひ学びながらですね、本市も進めていければなと思っています。

5 次回の開催日程について

(事務局)

次回の開催日になりますが、専門部会となりまして3月の9日金曜日の方になります。前原暫定集会施設で、相談支援部会が前原暫定C会議室、生涯発達支援部会が前原暫定B会議室、生活支援部会が前原暫定A会議室です。

(司会)

そうしましたら、これで第8回地域自治協議会全体会を終了いたします。
長時間ありがとうございました。